

地方支分部局の名称	地方入国管理局
省等の名称	法務省
回答担当課名	入国管理局総務課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

地方入国管理局は、法務省がつかさどる事務のうち、出入国の管理、本邦における外国人の在留管理及び難民の認定に関するものについて分掌している。

設置の必要性について

法務省が担当する出入国管理行政は、国家的見地から国内外の情勢を総合的に考慮して一定の方針を決定し、全国統一的に実施される必要があるが、一方で、同行政に対するニーズが全国各地に分散していることから、これに迅速に対応するために、地方支分部局たる地方入国管理局を設置する必要がある。

2 管轄区域の設定理由について

地方入国管理局の管轄区域は、昭和56年に行政改革の一環として行われた地方支分部局の整理再編成に際し、他の管区機関にならって設定したものである。

3 沿革について
(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について
組織について
(別記2)のとおり。

予算・決算について
(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

本省は、出入国管理行政に関し、国家的な見地から国内外の情勢を総合的に考慮して一定の方針を決定し、その実施について地方入国管理局を指揮・監督している。
地方入国管理局は、本省において決定した出入国管理行政に係る方針に従い、全国各地に分散する行政ニーズに対応する窓口としての役割を担っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

外国人登録事務協議会（市区町村が主催 / 各都道府県の市区町村で構成 / 外国人登録事務に関する意見交換・連絡調整 / 年1回開催）
空港・港湾利用促進協議会（商工会議所が主催 / 地方公共団体ほか各空港及び各港湾関係者で構成 / 空港・港湾の利用を促進し地域経済の活性化を図る / 年1回開催）など

定型的事務

外国人登録証明書の調製，発送

その他不定期・臨時のもの

外国人登録に関する事項について，各市区町村から照会又は連絡を受けている。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

不法就労等外国人労働者問題協議会（管区警察局，都道府県労働局及び地方入国管理局が交替で主催 / 法務省，厚生労働省，管区警察局及び各都道府県警察で構成 / 不法就労外国人問題に関する施策の効果的かつ円滑な施行を図る / 年1回開催）など

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

出入国管理行政関係意見聴取会（地方入国管理局主催 / 当該地域の有識者及び外国人受入団体等関係者で構成 / 各方面の有識者等から幅広く出入国管理行政について意見・要望を聴取し，政策決定や行政運営上の参考とすることを目的としている / 年1回開催）
地方入国管理局は，地域住民から，不法就労外国人等に関する情報の提供を受けている。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

地方分権推進一括法の施行により，従来，機関委任事務として市区町村長及び都道府県知事に委任されていた外国人登録事務及び特別永住許可関係事務が，第1号法定受託事務とされ，都道府県の経由が廃止され，法務省入国管理局と市区町村において直接的な関係を有することとなった。

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度末定員数
設置時(昭和27年)	出入国管理に関する事項及び本邦における外国人の在留に関する事項を所掌する入国管理事務所として、全国12事務所(札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、神戸、高松、松江、下関、福岡、大村、鹿児島)が設置された。(8月)	413
昭和30年度	大村入国管理事務所が廃止され、大阪入国管理事務所が設置された。(8月)	776
昭和32年度	松江入国管理事務所が廃止され、広島入国管理事務所が設置された。(7月)	786
昭和36年度	羽田入国管理事務所が設置され、全国13事務所となった。(6月)	1,055
昭和40年度	昭和36年度と同様。	1,106
昭和47年度	那覇入国管理事務所が設置され、全国14事務所となった。(5月)	1,341
昭和53年度	羽田入国管理事務所が廃止され、成田入国管理事務所が設置された。(5月)	1,392
昭和56年度	入国管理事務所を地方入国管理局と改め、全国8ブロック(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡)に再編した。(4月) 難民の認定に関する事項が、所掌事務に追加された。(1月)	1,405
昭和60年度	昭和56年度と同様。	1,417
現在(平成15年度)	昭和56年度と同様。	2,263

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計	法務省	
										入管局	全体
定員数	40	61	1,186	169	482	78	33	214	2,263	152	50,677
比率	0.1	0.1	2.3	0.3	1.0	0.2	0.1	0.4	4.5	0.3	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

平成17年2月の中部国際空港の開港に伴って、名古屋入国管理局中部空港支局が設置される予定である。

(別記3) 予算・決算関係

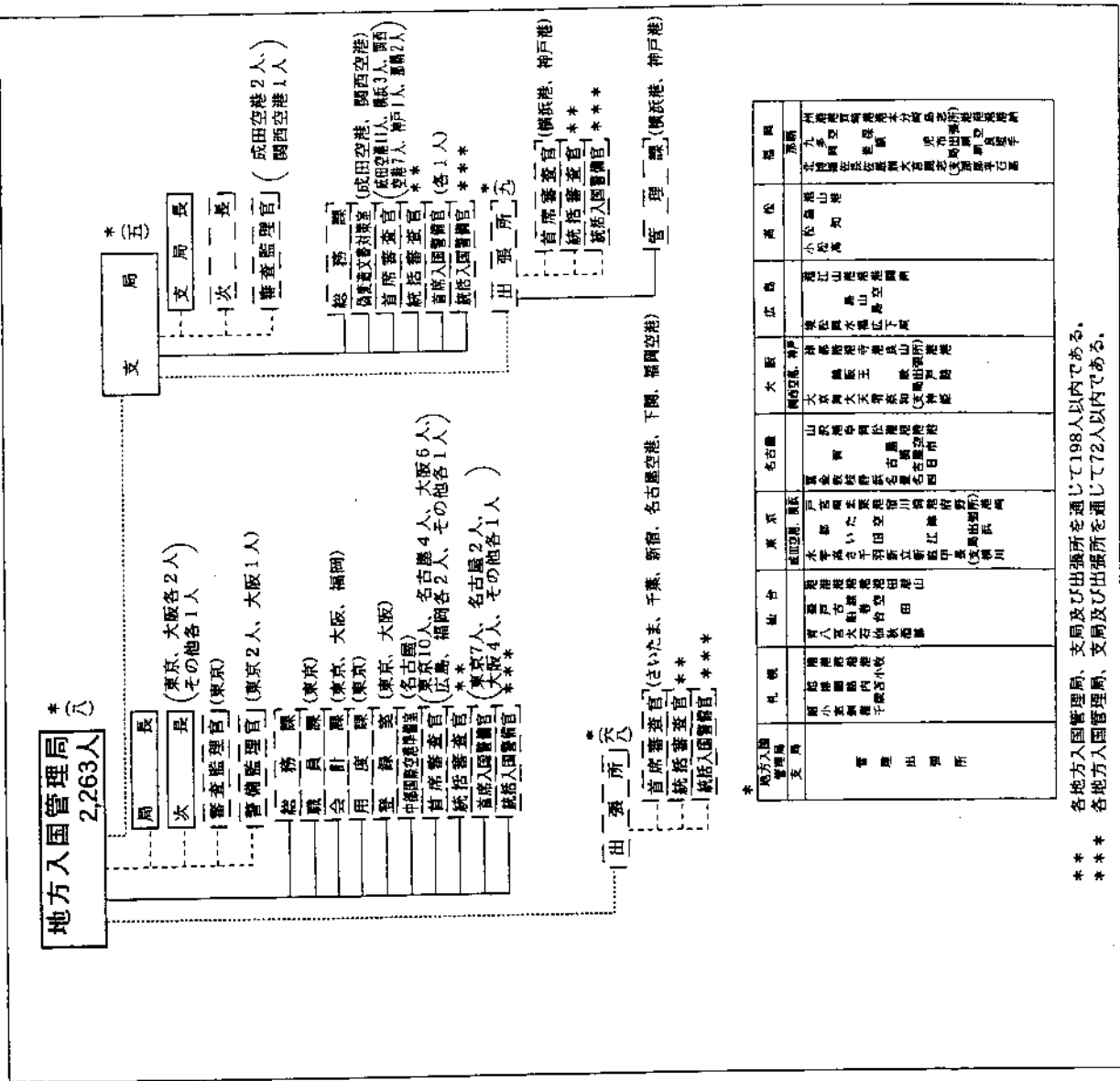
地方支分部局別・会計別平成14年度決算額

(単位:百万円、%)

区分		札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計	法務省
											全体
一般会計	金額	503	602	10,499	1,730	4,016	739	330	1,920	20,339	618,897
	比率	0.1	0.1	1.7	0.3	0.6	0.1	1.1	0.3	3.3	100.0
	概要	出入国管理及び難民認定等の実施、護送、収容及び送還等の実施									

平成16年度に予定されている変更点

特になし



地方入国管理局	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	岡山	福岡
支局長	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
次長	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
審査監理官	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
警備監理官	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
総務課長	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
職員課長	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
会計課長	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
登録課長	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
中越国際空港建設課長	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
首席審査官	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
統括審査官	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
首席入国警備官	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
統括入国警備官	南原 隆夫	尾花 隆夫	水野 隆夫	山崎 隆夫	大野 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫

*** 各地方入国管理局、支局及び出張所を通じて198人以内である。
 *** 各地方入国管理局、支局及び出張所を通じて72人以内である。

地方支分部局の名称	公安調査局・公安調査事務所
省等の名称	公安調査庁（法務省）
回答担当課名	公安調査庁総務部人事課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

公安調査庁は、我が国の民主主義体制を暴力に訴えて破壊しようとする団体や無差別大量殺人行為を行った団体及びこれら団体に対する海外テロ勢力等からの働き掛けの実態について日常的に調査し、把握した団体の活動態様・動向等を踏まえ、かかる団体の活動制限や解散の指定、あるいは観察処分等の請求を行い、もって公共の安全を確保することを主要な任務としている。こうした団体規制の運用は、憲法の保障する基本的人権と重大な関係を有し、国家の安全保障の根幹の一つを成す。

併せて公安調査庁は、我が国「情報コミュニティ」構成庁として、調査の過程で収集する種々の情報・資料で、本庁において集約・分析・評価したものを我が国の危機管理、治安対策並びに外交施策等の策定のため内閣各部に報告しており、特に、我が国の安全保障が、かつてない重大な脅威に直面している近年の情勢にあって、無差別大量殺戮テロ等の発生を未然に防止するための情報収集を担う行政機関として、極めて重大な責務が課せられている。

全国8箇所に設置している公安調査局(ブロック機関)及び14箇所に設置している公安調査事務所(府県単位機関)では、破壊的団体等の規制に関する調査及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置に関する事務を所掌するほか、公共の安全確保を図る観点から、これら規制に関する調査を通じて、我が国及び国民の安全確保・テロ防止に資する様々な情報・資料を収集しており、国家が存立していく上で必要不可欠の機能を担っている。

設置の必要性について

無差別テロ等事件の発生を未然に防止するためには、全国に存在・拡散する破壊的団体等の活動、動向などについて、全国統一的な調査の視点、明確な目的及び系統的な指示に基づき、構成員並びに活動拠点に密着して迅速かつ継続的に把握するとともに、地方の特性を加味しつつ全国を網羅して端緒情報を収集することが必要不可欠であることから、これら調査・情報収集の拠点として地方支分部局を設置している。

2 管轄区域の設定理由について

公安調査局の管轄区域は、社会通念上のいわゆる“ブロック”の概念を基に、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の計8ブロックを8箇所の公安調査局が各々管轄している。

一方、公安調査事務所は、中央省庁等改革以前、公安調査局が設置されている都道府県を除く各府県毎に設置され、当該設置県等を各々管轄区域としていたが、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年閣議決定)による整理合理化(43事務所→14事務所)を受け管轄区域を変更した。

3 沿革について
(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について
(別記2)のとおり。

予算・決算について
(別記3)のとおり。

5 本庁との機能分担について

公安調査庁が所掌する業務の態様を大別すると、破壊的団体等の規制に関する調査及び公共の安全確保を目的とした情報・資料の収集、調査結果及び収集された情報・資料の集約、分析、評価、蓄積並びに証拠の整備、公安審査委員会に対する規制処分の請求、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下、団体規制法)に基づく規制措置の実施及び実効性の確保、海外治安情報機関との情報交換、内閣各部への情報提供に分けられる。

地方支分部局は、このうちの公安調査業務の根幹となるのほか、地域住民の平穏な生活に密接な関係を有するのうち、現在、団体規制法に基づき公安調査庁長官による観察処分に付されているオウム真理教について教団施設への立入検査を担当している。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

団体規制法第32条は、無差別大量殺人行為を行った団体への観察処分にに基づく調査結果について、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長から請求があった場合には、個人の秘密又は公共安全を害するおそれがあると認められる事項を除いて提供することができる旨規定しており、平成12年1月に同法に基づいてオウム真理教が公安調査庁長官による観察処分に付されて以降、関係地方公共団体からの請求を受けて、調査結果を平成16年1月末までに38自治体に延べ216回提供している。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

なし

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

中央省庁等改革基本法に基づき、平成11年4月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」により、府県単位機関である公安調査事務所について、平成13年1月1日から3年間をめどに43事務所から14事務所に整理合理化することとされ、具体的には、平成13年度予算で6事務所を廃止、平成14年度予算で7事務所を廃止及び平成15年度予算で16事務所を廃止し、同計画に基づく地方支分部局の整理合理化を完了した。

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度末定員数
設置時(昭和27年度)	暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務を分掌させるため、全国8ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州)に公安調査局が、府県単位機関として全国42箇所地方公安調査局が設置された。(7月)	1,240
昭和40年度	昭和27年度と同様。	1,568
昭和47年度	沖縄復帰に伴い九州公安調査局管内に沖縄県を管轄区域とする沖縄地方公安調査局が那覇市に新設された。(5月)	1,594
昭和59年度	臨時行政調査会の最終答申を受け地方公安調査局を廃止し、新たに現地的事務処理機関として全国43箇所公安調査事務所が設置された。(10月)	1,570
昭和60年度	昭和59年度と同様。	1,535
平成8年度	公安調査局の調査部門及び公安調査事務所において課制による業務運営を廃止し、首席調査官が調査部門各担当業務を統括する専門職制を導入した。(5月)	1,351
平成11年度	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行に伴い、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査及び規制措置に関する事務が所掌事務に追加された。(12月)	1,281
平成13年度	「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」に基づき、地方支分部局の整理合理化として公安調査事務所6箇所を廃止し、併せて公安調査事務所の管轄区域を変更した。(4月)	1,192
平成14年度	上記基本的計画に基づき公安調査事務所7箇所を廃止し、併せて公安調査事務所の管轄区域を変更した。(4月)	1,142
平成15年度	上記基本的計画に基づき公安調査事務所16箇所を廃止し、併せて公安調査事務所の管轄区域を変更して同計画による地方支分部局の整理合理化を完了した。(4月) 公安調査局の管轄区域の変更として、静岡県を中部公安調査局の管轄から関東公安調査局の管轄に変更した。(4月)	1,104
現在(平成15年度)	平成15年度当初と同様。	1,104

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	法務省	
										公安調査庁本庁	全体
定員数	84	76	396	90	208	87	44	119	1,104	375	50,677
比率	0.2	0.1	0.8	0.2	0.4	0.2	0.1	0.2	2.2	0.7	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

最近の国際テロ情勢の一層の緊迫化を受け、近畿公安調査局において国際テロ調査の充実強化を目的とした調査体制に改める(=調査部門における首席調査官の配置状況を変更する)予定である。

(別記3) 予算・決算関係

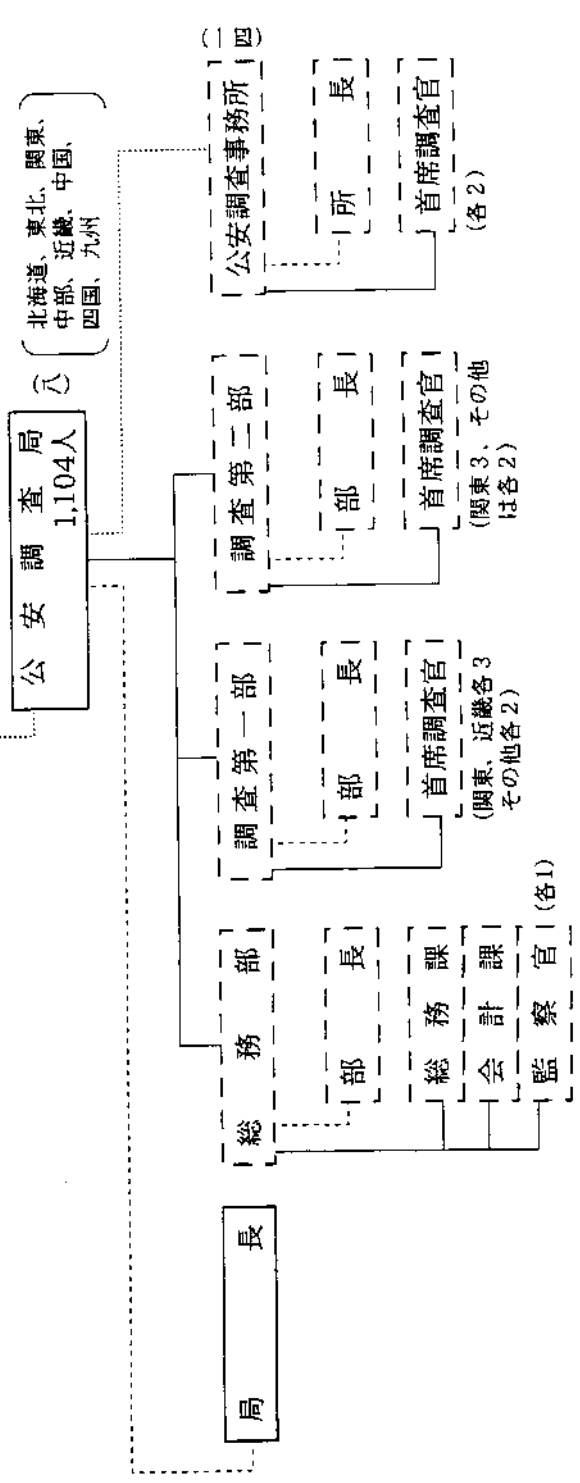
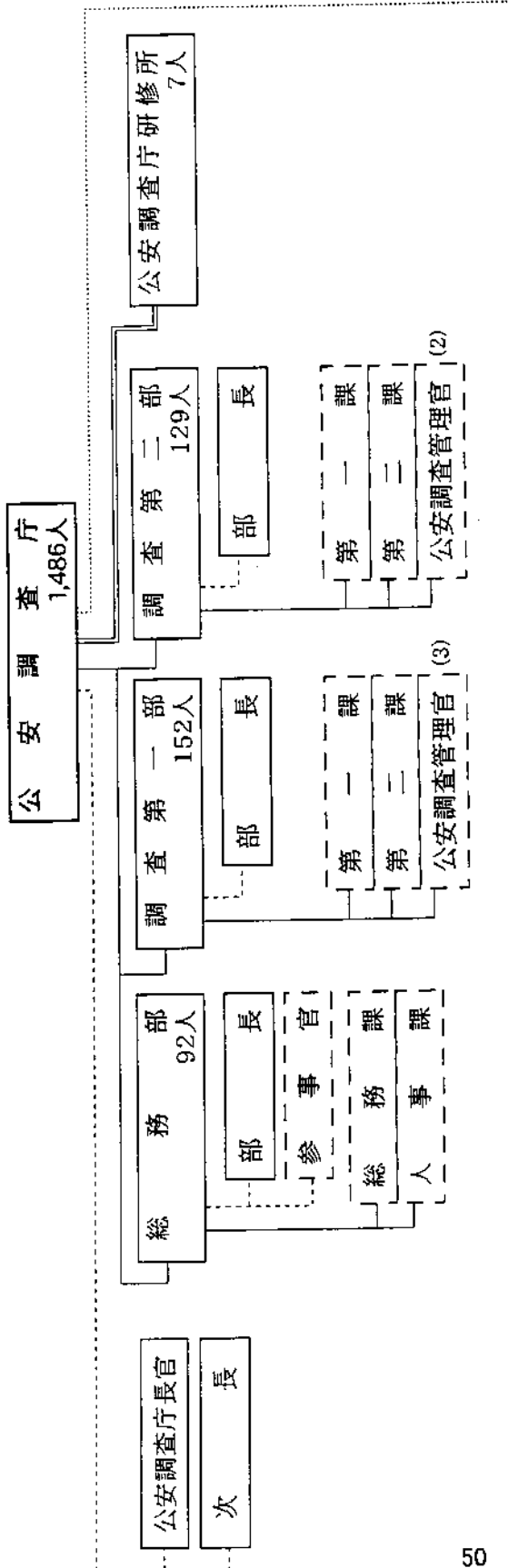
地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位：百万円、%)

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	法務省		
										公安 調査庁 本庁	全体	
一般 会計	決算額	881	785	3,662	1,223	1,906	892	536	1,406	11,291	4,451	618,897
	比率	0.1	0.1	0.6	0.2	0.3	0.1	0.1	0.2	1.8	0.7	100.0
	概要	破壊的団体等に対する調査の実施										

平成16年度に予定されている変更点

特になし



北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州

公安調査局	公安調査事務所
北海道	釧路
東北	盛岡
関東	さいたま、千葉、横浜、新潟、長野、静岡
中部	金沢
近畿	京都、神戸
中国	岡山
四国	
九州	熊本、那覇

地方支分部局の名称	財務局・財務事務所
省等の名称	財務省
回答担当課名	地方課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

財務局は、財務省の総合的な出先機関として、各地域において予算執行調査、災害復旧事業費の査定立会、予算の繰越承認など国の予算に関する事務、地方公共団体等への財政融資資金の貸付等の財政投融資に関する事務や国有財産に関する事務等を実施するとともに、地域経済の実情や動向を把握してこれを財務省の施策の企画立案に活かすなど、地域社会と国とを結ぶ重要な役割を果たしている。

また、金融庁長官及び証券取引等監視委員会の委任を受け、地域における金融システムの安定等のため、金融機関等の検査・監督や証券市場の監視等の事務を行っている。

設置の必要性について

財務局は、予算執行調査、災害復旧事業費の査定立会、予算の繰越承認、財政融資資金の貸付け等財政を所管する国庫大臣の出先機関として予算統制の観点から国自らが行わなければならない業務を各地域において実施している。また、国民共有の財産である国有財産が適正かつ効率的に活用されるよう、各省庁行政財産の総合調整や国有財産の利用状況の監査等を各地域において実施しているが、これも財政機能の一環であり、国自ら行わなければならない業務である。さらに、金融庁長官等の委任を受け、地域における金融機関等の検査・監督・監視を実施しているが、金融システムは、国民経済の基盤をなすものであり、金融機関の健全性が確保されているか否かは、信用秩序の維持に重大な影響を及ぼすものであること等から、国自らが行う必要がある業務である。

(注)平成10年5月、地方分権推進計画において、国と地方公共団体との関係について、地方自治の本旨を基本とする対等・協力の新しい関係を築くため、機関委任事務制度を廃止することとされたが、大蔵大臣(当時)から都道府県知事に機関委任されていた信用協同組合に対する検査・監督事務については、「国の役割に属し、かつ、国が直接執行すべき事務」とされ、当該事務を所管することとなった金融監督庁長官(当時)から財務局長へ権限が委任されているところである。

以上のように、財務局は、地方において国自らが行う必要がある業務を実施するために設置されているものである。

2 管轄区域の設定理由について

財務局の管轄区域は、地理的、歴史的、経済的な諸条件の下、利用者の利便及び行政の効率性等を踏まえ設定されているものである。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

財務局は、本省での施策の企画立案に際し地域と本省を結ぶ総合的な出先機関として、本省に必要な情報提供を行い、本省の施策を地域に伝える情報受信発信機能を果たすとともに、本省で企画立案された施策を適切かつ効率的に実施することを主たる任務としている。

なお、金融機関等に係る検査・監督・監視の分野については、金融庁が政策の企画立案を行うほか、主要行及び大手証券会社等に対する検査・監督・監視を実施し、財務局は、地域金融機関、地場証券会社及びノンバンク等に対する検査・監督・監視を実施している。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

地域融資動向に関する情報交換会（都道府県、市町村）

「借り手」と「貸し手」の意思疎通が公正かつ的確に行われるための場を提供することにより、中小企業への資金供給の円滑化について関係者間で共通の認識を保有することを目的として開催されている。開催は、年2回で、出席者は、財務局、都道府県、市町村、商工団体、金融関係団体、政府系金融機関、経済産業局等。

定型的事務

財政融資資金貸付事務（都道府県、市町村）

資金の貸付けを受けようとする地方公共団体から、借入れを希望する日の20日前までに提出される財政融資資金普通地方長期資金等借入申込書等の書類について審査のうえ、財政融資資金の貸付けを行っている。

その他不定期・臨時のもの

地方公共団体首長との意見交換（都道府県、市町村）

財政状況のヒアリングや各自治体からの意見、要望事項等を聴取するとともに、意見交換を行うことによって、様々な情報を収集し、それらを財務省の施策に反映させるために実施している。意見交換の実施回数については各局によって異なる。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

公共事業予算等に関する地方連絡会

地方支分部局間で管内経済情勢や管内所管事業の概況等について情報・意見交換を行うもので、年3回程度開催している。出席者は、財務局、地方整備局、地方農政局等。

地域融資動向に関する情報交換会（上記6 - に同じ）

定型的事務

繰越承認事務

各省各庁の長又は委任を受けた支出負担行為担当官等（地方支分部局担当部長等）から提出される繰越計算書（＝承認申請書）について、経費の翌年度への繰越事由が適当か否か等について審査のうえ、繰越の承認を行っている。

その他不定期・臨時のもの

予算執行調査

事業の効果が実際に実現しているか、事業の進捗状況、事業のコストが効果に見合っているかという観点から、予算の執行状況について調査し、予算編成に反映させ、歳出の効率化を図るために実施している。調査期間や対象は調査項目によって異なる。

8 地域住民との関わりの状況について

財務局は、財務省の総合出先機関として、各地域において財政や税制等に係る財務省の考え方や施策について、地域住民に理解を深めてもらえるよう広報活動を行っている。

また、各地域における意見や要望等の情報を全国財務局長会議やその他の機会を通じて財務省に伝えるなど地方と中央の橋渡し役となっている。

このほか、金融庁の施策についても、預金保険制度等についての広報を行っている。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

地方分権一括法により、協同組合による金融事業に関する法律等の一部が改正され、従来、都道府県が実施していた信用組合（都道府県の区域を越える区域を地区とする信用組合を除く。）の検査・監督事務について、平成12年4月よりすべて国に移管され、信用組合の検査・監督事務は、金融監督庁長官（現金融庁長官）からの委任を受け、財務局において実施している。

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(昭和24年度)	国有財産の総轄・管理処分、預金部資金の運用・管理、金融機関等の検査監督等の事務を所掌する財務部として、全国10箇所(東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、金沢、広島、高松、福岡、熊本)に設置された(財務局を国税局と財務部に分離)。(6月) 42財務部支部、33管財支所、92出張所。	10,087
昭和25年度	財務部を財務局に昇格し、名称を変更(関東、近畿、北海道、東北、東海、北陸、中国、四国、北九州、南九州)。また、財務部支部を財務部に昇格した。(5月) 42財務部、33管財支所、85出張所。	9,187
昭和26年度	管財支所を全廃(うち3管財支所は出張所へ変更)。19出張所の廃止。(5月) 42財務部、69出張所。 この間、35出張所廃止、2出張所設置。	6,652
昭和40年度	昭和26年度末とほぼ同様。 42財務部、36出張所。 この間、21出張所廃止、1出張所設置。	6,645
昭和53年度	1財務部廃止、1出張所設置。(1月) 41財務部、17出張所。 この間、5出張所廃止。	5,376
昭和56年度	北九州財務局及び南九州財務局を廃止し、九州財務局及び福岡財務支局を設置。(4月) 41財務部、12出張所。	5,218
昭和57年度	1財務部廃止、1出張所設置。(1月) 40財務部、13出張所。	5,141
昭和58年度	貸金業者の検査・監督事務が所掌事務に追加された。(11月)	5,067
昭和59年度	全財務部を廃止し、財務事務所を設置。(10月) 40財務事務所、13出張所。	4,992
昭和60年度	たばこ小売販売業者の監督事務が所掌事務に追加された。(4月) この間、投資顧問業者(S61)、抵当証券業者(S63)、金融先物取引業者(H元)、前払式証券発行者(H2)等の検査・監督事務のほか、インサイダー取引規制(H元)、5%ルールの導入(H2)など多数の事務が所掌事務に追加された。	4,905
平成4年度	証券取引等監視委員会の設立に伴い、証券取引等監視官部門を設置されるとともに、証券取引に係る犯則事件調査事務が所掌事務に追加された(7月)。また、商品投資販売業者に対する検査・監督が所掌事務に追加された(4月)。 この間、不動産特定共同事業者(H7)、保険仲立人(H8)、塩事業者(H9)、銀行持株会社(H10)等の検査・監督事務が所掌事務に追加された。	4,608
平成10年度	金融監督庁の設置に伴い、金融検査・監督体制の改組を行った(6月)。 外国為替業者に対する検査事務(4月)、特定目的会社の検査・監督事務(9月)、投資法人の検査・監督事務(12月)が所掌事務に追加された。また、資本金50億円以上の会社の有価証券報告書等の受理・審査事務が本省から移管された。(6月)	4,652
平成12年度	信用組合の検査・監督事務が都道府県から移管された。(4月)	4,813

現在(平成15年度)	政府系金融機関の監査事務(7月)、系統金融機関の検査・監督事務(1月)が所掌事務に追加された。	4,800
	この間、確定拠出年金運営管理機関の検査・監督事務(H13)、両替業者に対する検査事務(H15)等が所掌事務に追加された。 貨幣の発行・回収等に係る事務が所掌事務に追加された。(4月)	

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	合計	財務省
												全体
定員数	329	387	1,492	193	437	688	457	213	308	296	4,800	71,243
比率	0.5	0.5	2.1	0.3	0.6	1.0	0.6	0.3	0.4	0.4	6.7	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算額(支出済歳出額)

(単位:百万円、%)

区分		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	合計	財務省
													全体
一般会計	金額	5,584	5,368	37,664	2,803	5,632	11,779	6,464	2,526	3,920	4,523	86,263	19,334,257
	比率	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	100.0
	概要	財務局行政に必要な経費(一括調達を行っている場合もあり必ずしも全てを反映しているものではない。)											
財政融資 資金特別 会計	金額	266	258	507	119	188	277	226	154	187	156	2,338	41,418,007
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	概要	財政融資業務に必要な経費(一括調達を行っている場合もあり必ずしも全てを反映しているものではない。)											
国債整理 基金特別 会計	金額	8	7	16	3	5	8	7	5	5	4	68	142,292,885
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	概要	国債整理業務に必要な経費											
外国為替 資金特別 会計	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165,920
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	概要	外国為替業務に必要な経費											
産業投資 特別会計 (社会資本 整備助定)	金額	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	2,089,468
	比率			0.0			0.0					0.0	100.0
	概要	社会資本整備に必要な経費											
特定国有 財産整備 特別会計	金額	4,464	3,733	19,061	982	3,303	6,580	2,535	2,092	2,550	4,041	49,341	272,358
	比率	1.6	1.4	7.0	0.4	1.2	2.4	0.9	0.8	0.9	1.5	18.1	100.0
	概要	特定国有財産整備に必要な経費(一括調達を行っている場合もあり必ずしも全てを反映しているものではない。)											
合計	金額	10,322	9,366	57,248	3,907	9,128	18,644	9,232	4,777	6,662	8,724	138,010	205,572,895
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	100.0

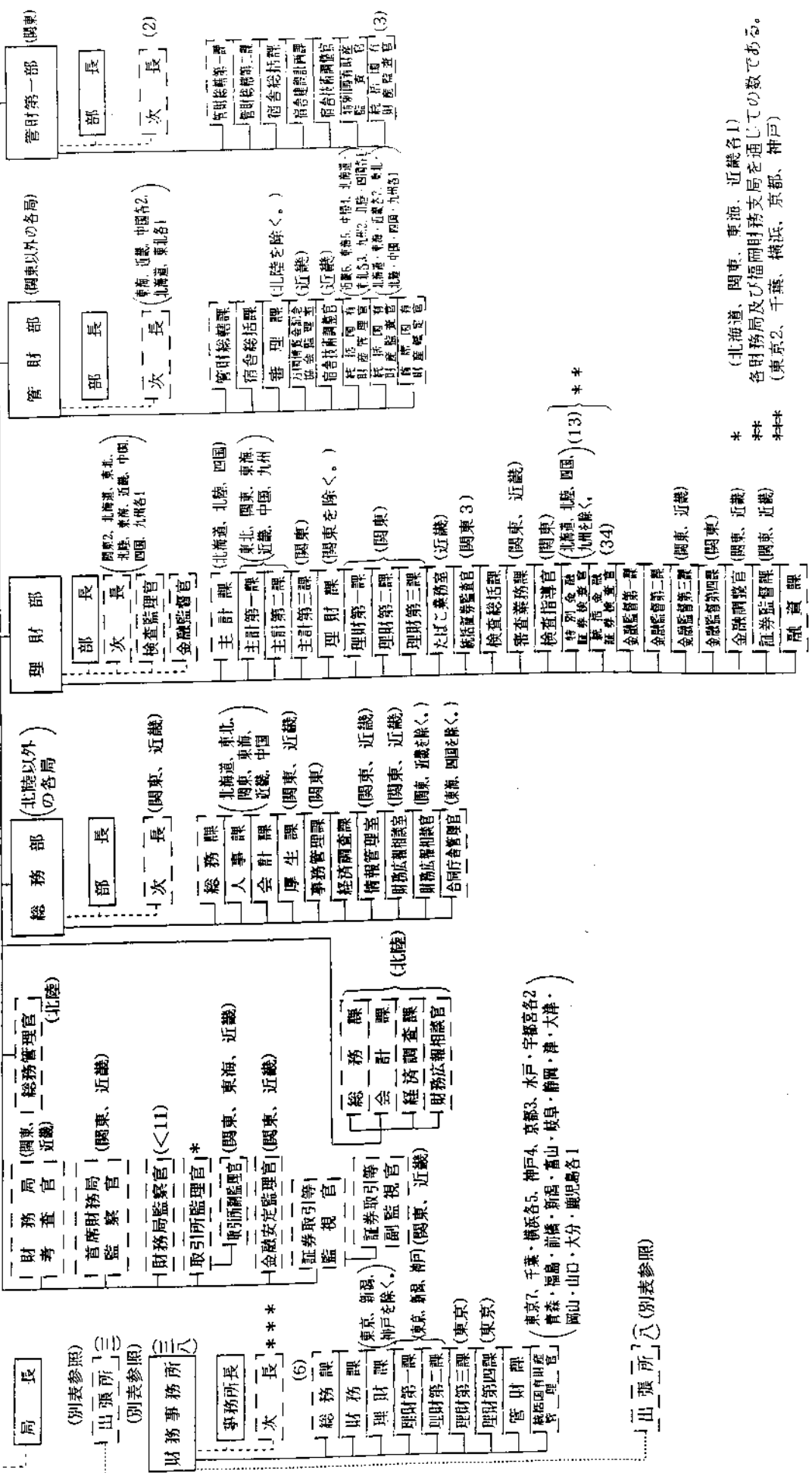
平成16年度に予定されている変更点

特になし

財 務 局
4,800人

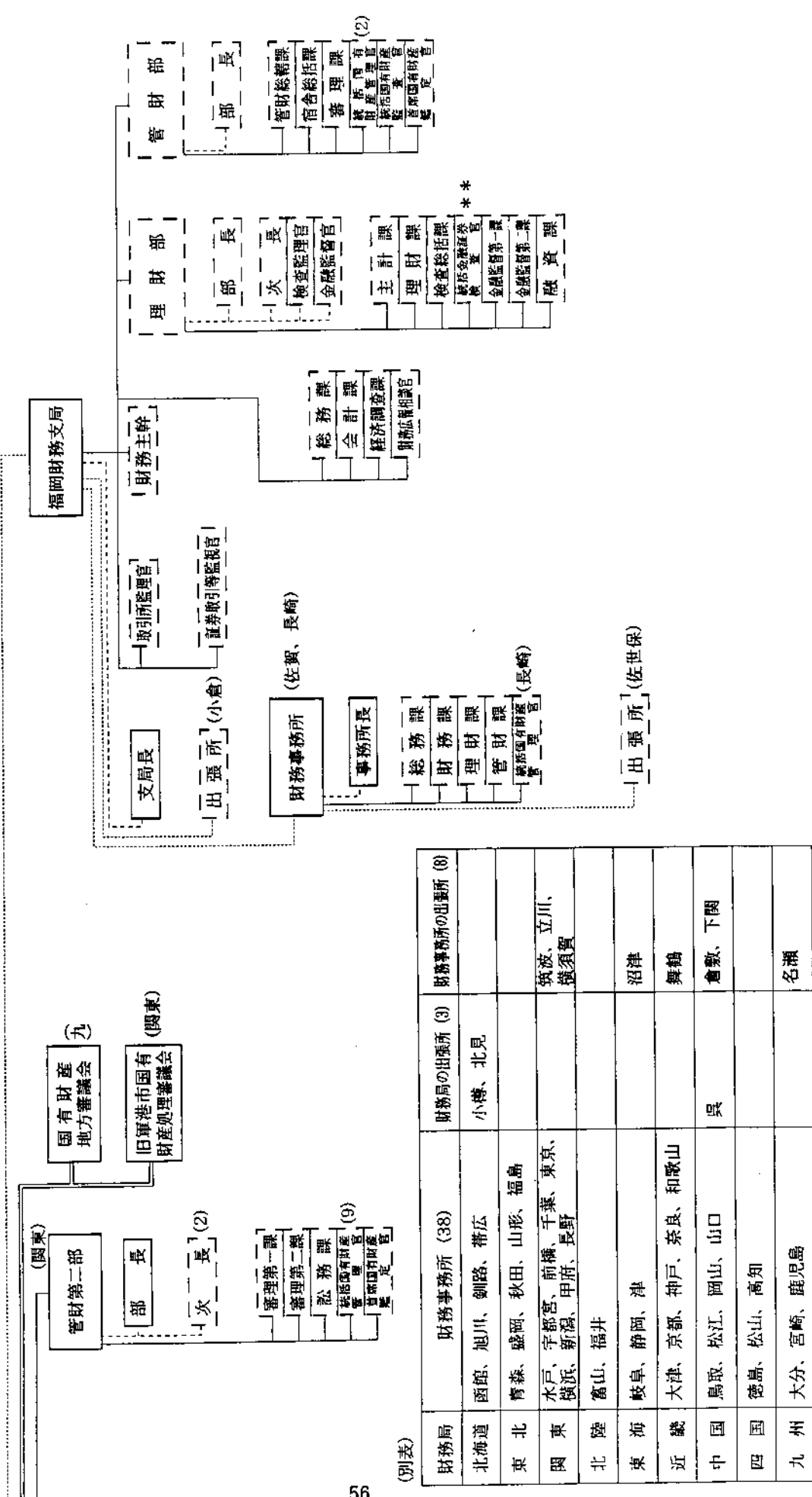
(北海道、東北、関東、
北陸、東海、近畿、
中国、四国、九州)

五



出張所 (別表参照)

(北海道、東北、関東、東海、近畿各1)
各財務局及び福岡財務支局を通じての数である。
(東京2、千葉、横浜、京都、神戸)



(別表)

財務局	財務事務所 (38)	財務局の出張所 (3)	財務事務所の出張所 (8)
北海道	函館、旭川、釧路、帯広	小樽、北見	
東北	青森、盛岡、秋田、山形、福島		
関東	水戸、宇都宮、前橋、千葉、東京、横浜、新潟、甲府、長野		筑波、立川、横須賀
北陸	富山、福井		
東海	岐阜、静岡、津		沼津
近畿	大津、京都、神戸、奈良、和歌山		舞鶴
中国	鳥取、松江、岡山、山口	呉	倉敷、下関
四国	徳島、松山、高知		
九州	大分、宮崎、鹿児島		名瀬

地方支分部局の名称	税関、沖縄地区税関
省等の名称	財務省
回答担当課名	関税局総務課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

税関の業務は、適正かつ公平な関税等の賦課徴収、不正薬物等の社会悪物品等の密輸取締り、テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止等のため、輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務（ボーダーコントロール）であり、その主なものは、具体的には以下のとおりである。

1. 輸入貨物に係る関税、内国消費税及び地方消費税の貨物割並びにとん税及び特別とん税の賦課及び徴収
2. 関税に関する法令による輸出入貨物、外国と本邦を往来する船舶及び航空機並びに出入国旅客の取締り
3. 貨物の輸出又は輸入の許可及び承認
4. 輸出入貨物に係る関税に関する法令以外の法令（他法令）による許可、承認等の確認
5. 保税地域等の許可及び承認並びに取締り
6. 輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び地方消費税の貨物割に関する調査及び検査（税務調査）
7. 関税、内国消費税及び地方消費税に関する法令の犯則事件の調査及び処分
8. 通関業等の監督
9. 外国貿易統計等の作成及び公表

設置の必要性について

税関の業務は、適正かつ公平な関税等の賦課徴収、不正薬物等の社会悪物品等の密輸取締り、テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止等のため、輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務（ボーダーコントロール）であるが、これらは、外交・防衛等と同様に、国家としての存立にかかわる最も基本的な業務であり、「国」が法令に基づいて厳正かつ統一的に行うべきものであることから、国の地方支分部局を設置して行わせることが不可欠である。

2 管轄区域の設定理由について

税関業務は、主に外国貿易の行われる開港、税関空港において発生することから、税関の管轄区域は、主要な開港、税関空港を中心として、物流や税関の歴史的経緯を踏まえ設定されている。

3 沿革について

（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

（別記2）のとおり。

予算・決算について

（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

本省（関税局）は関税政策及び税関行政に関する企画・立案を担当しており、税関はその具体的な執行を担当している。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

各税関により名称・頻度等が異なる場合もあるが、多くの税関で共通に行われている主なものを挙げれば以下の通りである。

【都道府県・税関行政連絡会】

県が主催又は県と税関が持ち回り主催。各税関と管轄区域内のそれぞれの都道府県の連絡会議。

【港湾審議会】

都道府県又は市町村が主催。港の存在する地方公共団体と港湾関係行政機関の会議。

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

各税関及び管轄区域内の地方公共団体の必要性に応じて様々なものが行われている。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

各税関により名称・頻度等が異なる場合もあるが、税関が主催し、多くの税関で共通に行われている主なものを挙げれば以下の通りである。

【密輸出入取締対策協議会】

税関が主催。税関と密輸出入取締対策関連機関との会議。

【輸出入手続関係官庁連絡会議】

税関又は関連省庁が持ち回りで主催。輸出入関連省庁間の連絡会議。

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

各税関及び関係地方支分部局の必要性に応じて様々なものが行われている。

8 地域住民との関わりの状況について

税関業務のPR、社会悪物品の水際取締りへの協力要請等のための広報活動を行っている。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時 (安政6年(1859))	箱館、長崎及び横浜(明治2年9月以降函館)の各港に運上所を開設 (箱館2月、長崎5月、横浜6月)	不明
慶応4年(1868)	神戸及び大阪の各港に運上所を開設(神戸2月、大阪5月)	不明
明治元年(1868)	新潟港に運上所を開設(11月)	不明
明治5年(1872)	運上所を税関に呼称統一(11月) (横浜税関、大阪税関、神戸税関、長崎税関、新潟税関)	不明
明治35年(1902)	新潟税関を廃止(10月)	1,186
明治42年(1909)	門司税関を設置(11月)	1,368
昭和12年	名古屋税関を設置(10月)	1,952
昭和18年	海運局海関部へ移行(11月)	
昭和21年度	横浜、神戸、大阪、名古屋、門司及び函館の全国6税関で税関再開 (6月)	1,779
昭和28年度	東京、長崎の2税関を設置(8月、全国8税関)	5,595
昭和40年度	昭和28年度と同様	7,472
昭和47年度	沖縄の復帰に伴い、沖縄地区税関を設置(5月、全国9税関)	7,962
昭和60年度	昭和47年度と同様	7,813
現在(平成15年度)	昭和47年度と同様	8,334

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位:人、%)

区分	函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄	合計	財務省	
											関税局	全体
定員数	317	2,353	1,179	908	1,327	1,130	704	218	198	8,334	174	71,243
比率	0.4	3.3	1.7	1.3	1.9	1.6	1.0	0.3	0.3	11.7	0.2	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

16年度予算においては、国際博覧会出張所(名古屋税関)等2カ所の官署の新設のほか、中部空港税関支署(名古屋税関)の設置等全国3カ所の官署の再編成及び1カ所の官署の廃止等を予定。また、16年度未定員は8,427人の予定。

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算額(支出済歳出額)

(単位:百万円、%)

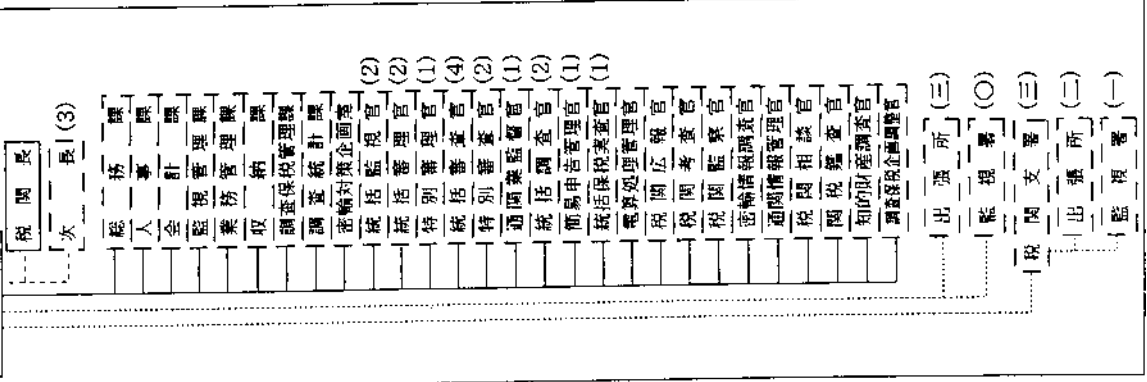
区分	函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄	合計	財務省	
											全体	
一般会計	金額	2,950	33,478	15,391	9,620	13,929	10,837	6,834	2,165	1,826	97,030	19,334,257
	比率	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	100.0
	概要	一括調達を行っている場合もあり必ずしも全てを反映しているものではない。 各税関、沖縄地区税関の税関一般行政に必要な経費等。										

平成16年度に予定されている変更点

特になし

(198A)

沖繩地区税関



税関地区税関 (8)	税関支署 (68)	税関出張所 (43)	税関支署出張所 (83)	税関監視署 (1)	税関支署監視署 (7)
西館	札幌、小樽、室蘭、釧路、留萌、苫小牧、稚内、根室、青森、八戸、宮古、大船渡、秋田船川		網走、枝別、千歳、石狩、十勝、青森空港、釜石、秋田空港		
東京	酒田、成田、新潟	前橋、東京航空貨物、成田航空貨物、東京外郵便、晴海、芝浦、大井、羽田、立川	山形、新潟空港、柏崎、東港、直江津		
横浜	福釜、仙台空港、小名浜、鹿島、千葉、川崎、横須賀	宇都宮、鶴見、大黒埠頭、山下埠頭、本牧埠頭、川崎外郵便	石巻、気仙沼、相馬、福島空港、日立、つくば、船橋市川、木更津、姉崎、東扇島		鈍子、三崎
名古屋	清水、豊橋、名古屋空港、四日市	諏訪、名古屋外郵便、中、稲永、金城埠頭、南部、西部	浜松、沼津、興津、田子の浦、焼津、御前崎、衣浦、蒲郡、津、尾鷲		下田
大阪	伏木、金沢、敦賀、京都、舞鶴、堺、関西空港、和歌山	桜島、富島、安治川、南港、大阪航空貨物、大手前、大阪外郵便	富山、富山空港、七尾、小松空港、福井、滋賀、宮津、岸和田、新宮、下津		
神戸	姫路、尼崎、境、浜田、水島、宇野、広島、呉、尾道糸崎、小松島、坂出、松山、今治、新居浜、高知	東灘、六甲アイランド、神戸航空貨物、摩耶埠頭、兵庫埠頭、ポートアイランド、神戸外郵便	相生、東播磨、岡山空港、竹原、因島、福山、広島空港、阿南、高松、丸亀、高松空港、総岡、宇和島、三島、須崎		片上
門司	下関、宇部、徳山、岩国、戸畑、博多、福岡空港、伊万里、嵯原、大分、細島	田野浦、小倉、苅田	萩、防府、光、平生、若松、博多外郵便、唐津、佐伯、津久見、大分空港、佐賀関、宮崎空港、油津		比田勝
長崎	三池、佐世保、八代、鹿尾島	長崎空港	久留米、熊本、水俣、三角、熊本空港、川内、枕崎、豊入、児島空港、志布志	福江	名瀬
沖縄地区	那覇空港、石垣、沖縄	那覇外郵便、那覇自由貿易地蔵、牧港	平良、平安座		与那国

地方支分部局の名称	国税局及び沖縄国税事務所
省等の名称	国税庁
回答担当課名	長官官房総務課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

国税の業務は、内国税の適正かつ公平な課税を実現し、国家財政の根幹をなす租税収入を円滑に確保するために重要な役割を果たしている。主な事務としては、以下のとおり。

- 1 税務調査・・・申告が適正でない認められる納税者に対する税務調査
- 2 内国税の徴収・・・期限内に納付を行わない納税者に対する滞納処分などによる内国税の徴収
- 3 査察調査・・・大口悪質な脱税者に対する強制的な査察調査
- 4 税務相談・・・納税者からの問い合わせに対する税務相談

設置の必要性について

国税については、経済取引の広域化・国際化に対応し、全国的・世界的な規模での所得等の把握、効率的な税務調査等を行い、適正・公平な課税を実現していく必要があるが、こうした観点からは、全国的な組織による一元的な徴税事務の実施が不可欠であることから、国の地方支分部局を設置して、これらの業務を行わせることが必要である。

2 管轄区域の設定理由について

国税庁の地方支分部局の管轄区域は、地理的、歴史的、経済的な諸条件の下、納税者利便及び行政効率等を踏まえ設定されている。

3 沿革について
(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について
組織について
(別記2)のとおり。

予算・決算について
(別記3)のとおり。

5 本省との機能分担について

国税庁は、税務行政を執行するための企画・立案や税法解釈の統一を行い、地方支分部局の事務を指導監督している。

国税庁の地方支分部局は、国税庁の指導監督の下、管轄区域内の納税者に対する内国税の賦課徴収事務等を行っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について
定期的会合

名称：地方税務協議会、地区税務協議会（地域によっては別の名称を用いている。）

目的：納税者利便の向上や国税及び地方税を通じた税務行政の効率化を図る観点から、国と地方公共団体の税務執行上の具体的な取扱いを協議

開催頻度：平成14年7月から平成15年6月に開催された地方税務協議会及び地区税務協議会の開催回数は、合計で3,934回

構成員：【地方税務協議会】国税局の関係部課長、都道府県の税務主管部課長、都道府県下の市町村の代表等

【地区税務協議会】税務署長ほか税務署幹部、都道府県の税務事務所長、市町村の長及び税務主管課長等

定型的事務

・三税（所得税（国税）、個人住民税（地方税）、個人事業税（地方税））申告手続きの一本化（所得税確定申告書を提出した納税者は、住民税、事業税の申告書の提出を要しない）、三税説明会の共同開催
・税務署及び市町村役場等での納税相談における国税職員、地方税職員の相互派遣
・三税の申告時期等についての広報ポスターの共同作成、税務広報文書の都道府県・市町村広報紙等への掲載
など、相互に税務行政運営上の協力を図っている。

その他不定期・臨時のもの

・消費税滞納防止策として、入札参加資格審査に際しての消費税の納税証明書の活用についての協力
・平成16年4月1日から運用される消費税法の一部改正の内容（事業者免税点の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ、総額表示の義務付け）に係る広報についての協力
など、国・地方公共団体の税務執行上の重要事項に関する各種施策について随時協議し、共同協力体制をとっている。

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

主なものを例示すれば次のとおりである。
・土地評価審議会【目的】国税局長が意見を求めた土地の評価に関する事項について調査審議【開催頻度】原則年1回【他の機関】関係行政機関（財務局、地方農政局、森林管理局）及び地方公共団体の職員、学識経験者
・物納事務連絡会【目的】一般的な物納財産の収納に関する協議連絡【他の機関】財務局

定型的事務

主なものを例示すれば次のとおりである。
・物納財産の収納に当たって共同での現地調査、収納した物納財産に係る関係書類の引継ぎ【他の機関】財務局
・納税者から提供された不動産担保の抵当権設定・相続税の物納財産の収納に係る所有権移転登記及び不動産の差押処分に係る差押登記の囑託【他の機関】法務局

その他不定期・臨時のもの

主なものを例示すれば次のとおりである。
・収用等に伴い代替資産を取得した場合の譲渡所得の課税の特例等に関する事前協議【他の機関】収用等の事業を行う関係行政機関又は地方公共団体
・物納の個別事案に関する協議【他の機関】財務局
・管区行政評価局に寄せられた苦情等のあっせん【他の機関】管区行政評価局
・庁舎・設備等の維持・管理についての保全実態調査【他の機関】地方整備局等

8 地域住民との関わりの状況について

主なものを例示すれば次のとおりである。
・「税を知る週間」（毎年11月11日～11月17日）期間中に、税金展等を通じて地域住民に税の意義や役割等について啓発活動を行うとともに、地域住民との懇談会を通じて税に関する意見、要望等を聴くなど、双方向の情報交換に努めている。
・青色申告会、法人会などの関係民間団体の協力を得て、地域住民に対して税に関する講演会等を行っている。
・地域の小中学校等において、税の意義や役割等についての租税教室を開催している。
・中学生・高校生から「税に関する作文」募集し、入選作品の表彰を行っている。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度末定員数
設置時(24年)	国税庁の所掌事務である内国税の賦課徴収等を分掌する地方支分部局として、全国11ブロックに国税局(札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡及び熊本)を設置。(6月)	59,681
昭和40年度	昭和25年度と同じ。	50,153
昭和47年度	沖縄の本土復帰に伴い、沖縄国税事務所を設置。(5月)	50,582
昭和60年度	昭和47年度と同じ。	51,410
現在(平成15年度)	昭和60年度と同じ	54,827

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位：人、%)

区分	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	合計	財務省	
														国税庁	全体
定員数	2,281	3,250	5,902	15,561	1,353	6,108	9,870	3,301	1,678	2,475	2,057	471	54,307	56,315	71,243
比率	3.2	4.6	8.3	21.8	1.9	8.6	13.9	4.6	2.4	3.5	2.9	0.7	76.2	79.0	100.0

1 各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

2 合計欄には、税務大学校普通科研修生520人が含まれていない。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算額(支出済歳出額)

(単位：百万円、%)

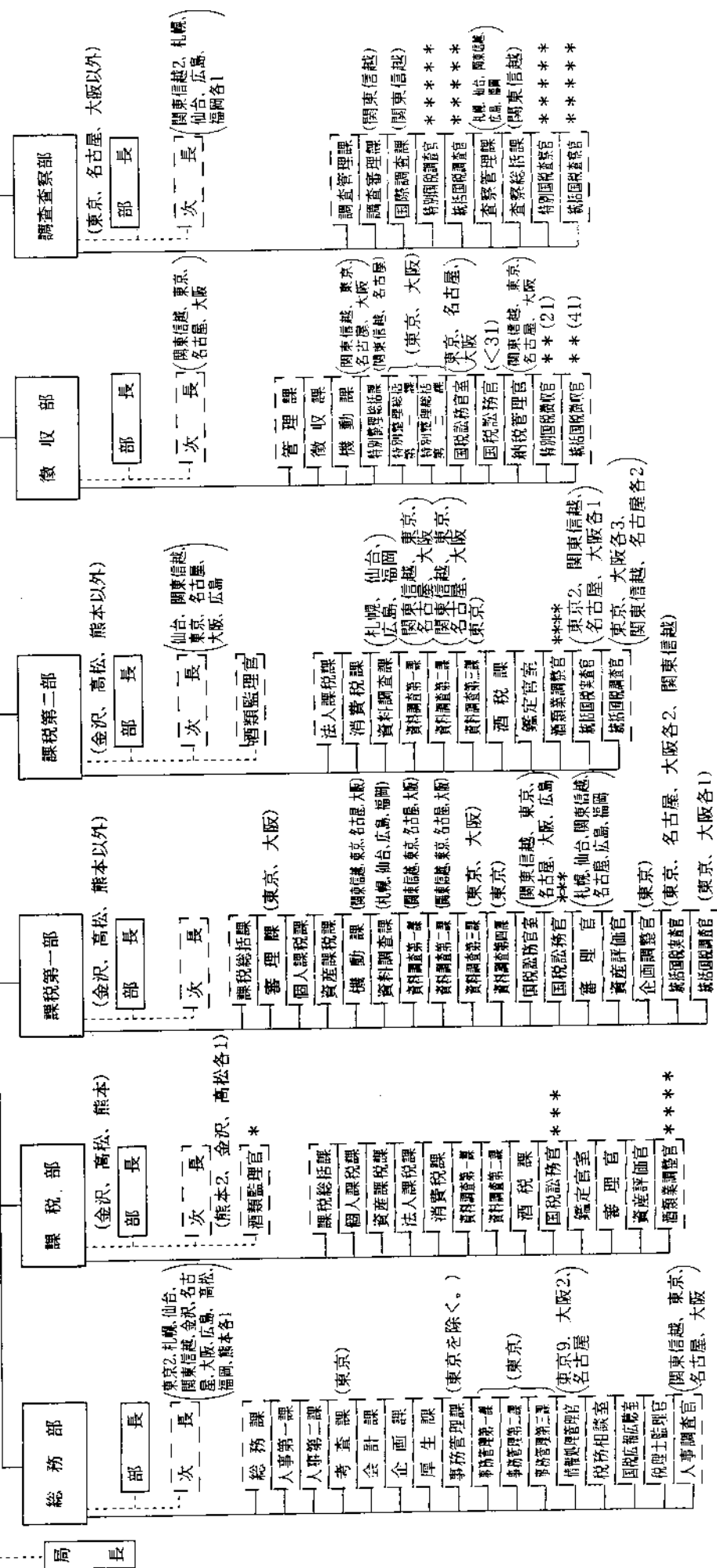
区分	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	合計	財務省		
														国税庁	全体	
一般会計	金額	23,029	30,774	55,550	152,622	13,815	59,702	98,309	31,967	16,422	25,404	21,551	4,848	533,993	702,421	19,334,257
	比率	0.12	0.16	0.29	0.79	0.07	0.31	0.51	0.17	0.08	0.13	0.11	0.03	2.76	3.63	100.00
	概要	・税務行政に必要な経費を計上している。 ・各地方支分部局分を国税庁等で一括調達を行っている場合が多数あり、必ずしも全てを反映しているものではない。														

平成16年度に予定されている変更点

特になし

国税局
54,356人

(札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本)



* 金沢酒類監理官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。 **** 各国税局の課税部 (課税第二部) を通じて酒類業調整官65人以内。
 ** 各国税局を通しての数である。 ***** 各国税局の調査査察部を通して特別国税調査官67人、統括国税調査官121人、特別国税
 *** 各国税局の課税第一部 (課税第一部) を通じて国税訟務官69人以内。

五二八

